

令和2年2月10日

群馬県行政書士会会員各位

群馬県行政書士会業務推進グループ
グループリーダー 古田島 俊 憲

各法律における欠格事由確認方法の変更について（情報提供）

令和元年12月14日に、「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

この法律は、成年被後見人や被保佐人に対する資格制限について、ノーマライゼーションの観点から再検討され、成立に至ったものです。

この法律により、様々な許認可業務において、これまでは成年被後見人及び被保佐人（成年被後見人等）であることを理由として一律に資格制限がなされていた扱いが変更され、たとえ成年被後見人等に該当している人物であるとしても、成年被後見人等を理由とする資格制限はなされず、これに代替する確認方法として、「心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する」方式が採用されることになりました。

実務的には、これまでは、「登記されていないことの証明書」や「身分証明書」を添付する扱いとしていたものが、必要に応じて「医師の診断書」を提出させるなどして客観的事実を確認する扱いに改められた点が大きく我々の業務に影響します。※この点は法律ごとに扱いが異なります。

この法律の施行により、180程度の法律が改正されていますので、業務を行なうにあたっては当該業務に係る法律がどのように変更されているのかを十分に御確認ください。